消費生活情報 よこはま

令和5(2023)年 5月号

月次相談リポート

発行:横浜市消費生活総合センター

スマホでお試し価格のサプリを 注文したら、定期購入になっていた!

「スマホの広告を見て1回限りのつもりで注文したのに、2回目の商品が届いた。2回目が届く契約とは思っていなかったし、高額で払えない。どうしたらいいかし

といった相談が多く寄せられています。

- ●支払うことになる総額はいくらですか?
- ●定期購入が条件になっていませんか?
- ●解約や返品の方法は?

これらをきちんと確認し、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

お互いに 一声かけて見守りを!



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を